

現下における雇用・失業動向の若干の特徴と労働者保護

内山 昂

はじめに

現在の短期及びすこしく中期の雇用・失業動向とその諸影響を正しく把握するためには、現在日本資本主義が直面している深刻な不況の内容と性格の解明が必要であることはあきらかである。何故ならばそのことによって相対的過剰人口の現われ方、存在形態の質量が規定されると考えられるからだ。

関恒義氏は、「それはたんなる“複合不況”というもので片づけられる性格のものでなく、プラザ合意にもとづく構造調整がつくりだした世界同時不況と結びついた構造的なものであるわけです。⁽¹⁾」とされている。勿論景気は循環するであろうが、政府・資本が期待を込めて述べているようにそれが短期に底をうって上調になる、もしくは急速に上げるということは今次不況の性格からして考えられない。「プラザ合意」から92年7月のミュンヘンサミット不調にいたる政治・経済をめぐる一連の流れは以上のことを裏付けているものと言える。以上を前提として現在の雇用・失業にかかわる状況を政府統計等をもとにみてみることにする。

1. 急速に悪化する雇用動向と顕在化しない失業

雇用動向を判断するのに有効求人倍率がよく使われるが、8月は1.02で7月より0.02落ちて

いるし91年の8月の1.38倍に比べると倍率が急速に悪くなっていることがわかる。10月の統計はいまの時点では、明らかになっていないが、実質的な倍率は4年ぶりに1をきり0.9台になっていると判断できる。この数字には新規学卒者は入っていないが、平成5年3月の新規学卒者の採用計画状況は22ページの表(労働省7月調査)のとおりで、高等専門学校の微増をのぞき全体として買い手市場になっていることを示している。

ここで全体の労働力の流れを総理府の労働力調査で見ると、92年7月にはいって微妙な変化がみえてくる。7月の労働力人口は6614万人で92年に入って増加傾向は低下していたが、ついに7月39万人減になった。ところで7月の「非労働力人口」は3646万人、うち「家事従業者」は1560万人で両者ともに前年の減少傾向から増加傾向に転化している。前者は対前月42万人、後者は34万人増加している。ところで「家事などのかたわら仕事」に従事するひとが842万人で対前月で34万人減少している。「休業者」は92年に入って減少傾向にあったが、7月になると対前月で36万人ふえ119万人となった。また「主に仕事」状態にある人は5415万人で42万人減、「就業者」は6480万人で40万人減となっている。「完全失業者」は134万人、率にして2.0%で大きな変化はない。より深く分析することが必要であるが、「15歳以上の人口」の差は6月と7月で2万人しかない

特集・労働法制「再編」と労働者保護

表：新卒採用計画（前年比伸び率）

（単位：％）

区 分	計	事 務 系	技術(技能)系	販売・サービス系
大学（大学院を含む）	(8.8) ▲ 2.3	(7.2) ▲ 6.7	(9.9) ▲ 3.6	(8.4) ▲ 2.7
短 期 大 学	(12.9) ▲ 4.3	(9.2) ▲ 8.4	(20.6) ▲ 1.7	(12.3) ▲ 0.7
高 等 専 門 学 校	(21.2) 2.1	※	(20.0) 1.9	※
専 修 学 校	(20.8) ▲ 1.7	(23.4) ▲ 7.9	(18.4) ▲ 3.7	(27.7) 10.6
高 等 学 校	(10.6) ▲ 7.1	(8.3) ▲ 13.5	(10.4) ▲ 7.9	(12.8) ▲ 0.9
中 学 校	(9.3) ▲ 6.6	※	(9.3) ▲ 6.9	(13.2) ▲ 3.7

（注）1－※は、母数となる採用計画数が微小であるため前年同期比を表示していない。

2－（ ）内は前年調査における状況である。

のだから、「従業者」の対前月76万人の減は「主に仕事」と「家事などのかたわら仕事」の従事者に対する不況による影響（パート、臨時など不安定就業者の首切り「合理化」）によるものであり、そのうち約40万人が「非労働力」化されたものとみられる。

日銀短観によれば、主要企業・全産業の雇用判断（「過剰」―「不足」）をみると、全体では現状1％（前回△7％）と、昭和63年8月以来4年振りに「過剰」超に転化している。内容をみると製造業のなかで大企業、中堅企業に過剰感が強い。統計上、中小零細企業に過剰感は7月段階ではないが、小零細企業では技術労働者を解雇すると再採用が極めて困難となるため、不況期においてもぎりぎりまで労働力を確保しようとする傾向が強いが、その限界は近いと思われる。

2. 全産業的に進む「雇用調整」

次に企業は、今次不況にあたって「雇用調整」をいかに進めようとしているのかについて、労働経済動向調査（平成4年8月）、毎月勤労統計、企業短期経済観測調査（平成4年8月）を

もとに調べることにする。

労働経済動向調査（8月）により雇用調整の実施状況は図1のとおりであるが、一見してわかるとおり、過去の円高不況のときは製造業の40％の独歩高で、サービス業、卸売・小売業、飲食店は14％台を頂点にして低め横ばいの状況にあったことが明らかだが、今次不況では製造業30％、卸売・小売業、飲食店24％、サービス業18％と全産業的に急速に雇用調整が実施されていることに特徴のあることがわかる。これを常用雇用指数・平成2年＝100で7月現在で対前月比、対前年同月比とともに△がたっている産業は次の通りである。鉱業、繊維工業、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、鉄鋼業、非鉄金属金属製品、電気機械器具、輸送用機械器具、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業、不動産業で14業種にわたっている。

労働省は「雇用動向に関する緊急ヒアリング」を9月に実施したが、前記と同様の傾向を示している。それによれば業況は一部をのぞき紙・パルプ、鉄鋼、電機、自動車、百貨店、情報などほとんどの業種で悪化。雇用調整については

[illegible]

日立製作所	9～10月に月間2日間の一時帰休、対象2200人 日野自動車工業への出向を4月から6カ月、対象60人 来年3月末までにAV部門800人、管理部門70人を削減	日産自動車	今後3年間で4000人削減
日本ビクター	来年3月末までに3000人削減	日産ディーゼル工業	1年半以内に250人削減
三洋電機	7年までに2000人削減	協和埼玉銀行	平成7年度の1万2000人体制計画を見直し1000人程度削減
沖電気工業	7年3月末までに2000人（子会社含む）削減	安田信託銀行	3年間で1000人削減
TDK	50歳以上の管理職50人を定年まで自宅待機	野村証券	新規採用の40％抑制により5年間で2000人削減
新日本製鉄	昨年度から3年間で鉄鋼部門の15％（約4000人）を削減	大和証券	当分の間、新規採用60％抑制で年間500人削減
NKK	来年度から3年間で鉄鋼事業部門の管理、現場合わせ3000人以上削減	日興証券	新規採用の70％抑制により3年間で1500人削減
		山一証券	新規採用の60％強抑制により2年間で1000人削減

特集・労働法制「再編」と労働者保護

紙・パルプ、鉄鋼、電機、自動車、等で操業短縮、配置転換、出向、採用手控えなどを行ない、電機の一部では一時帰休を実施しているとしているが今後雇用調整が一段と強まる可能性を明らかにしている。7～9月の実績・予定では残業規制が機械関連業種の41%等その中心をなしているが、注目すべきは「操業時間・日数の短縮」、「賃金等労働費用の削減」、「下請・外注の削減」の項目で、その計が製造業10%、卸売・小売業、飲食店9%、サービス業11%に達していることは、今後の不況の進行状況によっては下請・外注等の削減等により中小企業の経営に否定的影響を与え、労働者に対しては配置転換、出向、希望退職者の募集・解雇といった手段も辞さないことを含むものといえる。その過剰感を職種別にみると管理職、事務職（22ページの表でもわかるように事務系の減が一番多い）に狙いがあることがわかる。

今回の不況の性格からして独占資本は政府と一体となって国際的規模で構造調整政策を進めようとしている。この場合生産現場の国外への移転と、思い切った「合理化」攻撃を仕掛けてくるであろうが、そのことはまた管理職を含む事務職員の生産現場への出向、配転、首切りなどの「合理化」をも意味する。国際的規模での構造調整政策の一環としての位置にある日本の農業問題についてその問題は多面的であるが、雇用の問題に限定して触れれば、米政策研究会の試算報告によればコメの自由化による雇用の減少は163万人にのぼるといわれている。農業の問題はこの意味でも労働者、国民の課題といえることができる。

3. 労働者の要求とかけはなれた雇用対策

10月1日から雇用保険法に基づく「雇用調整助成金」対象となる業種は12業種になるが、政

府はすでに業種指定の条件を緩和して「一時帰休」など資本のおこなう雇用調整の受皿作りを完了しているので、その指定業種は更に増加するといえる⁽²⁾。一方で見逃してはならないのは、失業者に国の責任において直接仕事を紹介する受皿としての「失業対策事業」の予算は要求段階において既に91年度より1,848百万円減額され13,700百万円しか計上されていない。雇用保険の給付の支給が終了したら失業者に残された道は求人倍率が1を下まわっている職業安定所への求職の申し込みしかない。失業者が就職の最後のよりどころとする新たな「失業対策事業」の確立が関心の課題として必要である。

自民党政府が「総合経済対策」と称して打ち出している不況対策には、「失業を伴わない労働移動の円滑化」が「雇用対策」として計上されているが、実態は企業のおこなうリストラスチャリングに対する援助措置で、労働者の側からみれば、やがて首切りにつながりかねない配転、出向を意味するにすぎない。

「雇用調整」の動きが急になるにつれ各種新聞でもほとんど毎日個別企業の動きを報じている。別掲の一覧（図2）は9月16日の産経新聞に掲載されたものだが、いままで包括的にのべてきたが個別資本の具体的なシナリオが部分的ではあるが把握することができる。全労連第7回大会で発表された『「過重労働」下の労働と生活に関する調査報告』によれば、日本の男性労働者の1時間当り賃金は1,276円という低賃金である。発達した資本主義国の製造業、生産労働者の時間当り労働費用をドル換算で各国別計算したものが報告発表（平成4年版「海外労働白書」）されているが、それによれば日本はイギリスとともにその中のもっとも低いランクに位置している。現在「雇用調整」で各産業とも「残業規制」が実施されているが、1,276円を単純に月額

に換算すると255,200円になる。勿論現実はいくらに単純かつ簡単なものでないが、大幅賃金引き上げは勿論全国一律最低賃金制の確立が緊急かつ重要な課題であることは明らかである。

4. 労働者保護法の積極的提起

「日経」9月19日付け社説は「雇用調整と生産性向上の工夫」をせよと述べている。これは明らかに自らの責任に帰すべき不況をテコとした賃金、労働時間、雇用等労働条件の基本部分に対する全面攻撃、春闘に対する先制攻撃と言える。それはこの特集号の論文が明らかにしているように労働法制「再編」過程であるし、労働者保護行政の労働力政策への従属過程の一層の深化を意味している。労働力の吸収・反発を資本の意志の赴くところに従い実現するための法律、制度は労働運動の実態ともあいまってより実効性あるものとなろうとしている。それはときに労働者「保護」、男女「平等」、労働時間「短縮」、雇用「確保」等の名において実行されている。いまこそ、つまり資本が労働力を底なしに買ったたこうとしている現在、広い意味での労働者保護法制、労働力政策の運用面をふくめた実態の全面的把握と分析が必要であり、憲法が労働者、国民に保障する基本的人権をより今日的に発展させ広い意味での労働者保護法制確立の積極的要求提起と闘いが必要となってきた。

5. たたかひの展望

いま全労連は、「不況を打ち破り、大幅賃上げ・時短の実現を」をスローガンに92秋闘版ビクトリーマップを作成し、「経済民主主義」の確立と大資本に対する「民主的規制」の闘争を国民的規模で組織しているが、この闘いの道筋にそってこそ不況を克服し真に豊かな国民生活の実現の展望を切り開くこととなるであろう。

最後になったが、今次不況は、全面的なものだが同時に産業、業種によってその現われかたに違いがある。したがってそれぞれの地域によっても質量に違いが出るので県労連段階、地区段階での闘いの組織が、運動発展の鍵となるであろう。国、県、市町村段階を網羅した闘いと、それぞれの固有の闘いが有機的に結びついてこそ闘いの展望が切り開かれるものと確信するものである。

(注) (1)「労働運動」誌12月号関恒義論文「バブル崩壊後の経済不況と労働組合の役割」54ページより。また「経済」11月号の対談「世界同時不況と日米経済関係」を参考とした。

(2) 労働省の発表によれば、12月1日付の「雇用調整助成金」の対象指定業種は、合計で51業種、対象事業所数は約73000、労働者数は138万8千人となっている。

(常任理事・国公労連顧問)

